令和2年流山市議会第3回定例会議案

9月3日招集流山市

目 次

- 67 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度流山市一般会計補正予算 (第6号))
- 68 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度流山市一般会計補正予算 (第7号))
- 69 令和2年度流山市一般会計補正予算(第8号)
- 70 流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 71 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 72 流山市入湯税条例の制定について
- 73 工事請負契約の締結について ((仮称)流山市立おおぐろの森中 学校新築工事)
- 74 令和2年度流山市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 75 令和元年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 76 流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 77 一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
- 78 指定管理者の指定について (八木北小学校区第3学童クラブ)
- 79 指定管理者の指定について(南流山小学校区第2あすなろ学童クラブ)
- 80 指定管理者の指定について(おおぐろの森小学校区学童クラブ)
- 81 権利の放棄について
- 82 令和2年度流山市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 84 令和元年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい て
- 85 令和元年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 86 令和2年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- 87 令和元年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 88 令和元年度流山市水道事業会計決算認定について
- 89 令和元年度流山市下水道事業会計決算認定について
- 90 流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 91 令和元年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について
- 14 令和元年度健全化判断比率について
- 15 令和元年度資金不足比率について
- 16 専決処分の報告について

議案第 67 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年9月3日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 新型コロナウイルス感染症対策に関する経費として、ひとり 親世帯への臨時特別給付金やテナント支援協力金について、特 に緊急を要したため、令和2年7月2日付けで令和2年度流山 市一般会計補正予算(第6号)について専決処分したので、そ の承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和2年度流山市一般会計補正予算(第6号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和2年7月2日

流山市長 井 崎 義 治

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年9月3日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 新型コロナウイルス感染症対策として、行政検査のPCR検査の実施及び感染症患者又は感染の疑いのある患者の受入れに対し交付する医療提供促進交付金並びにPCR検査センターに係る事業費について、特に緊急を要したため、令和2年8月20日付けで令和2年度流山市一般会計補正予算(第7号)について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和2年度流山市一般会計補正予算(第7号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和2年8月20日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 70 号

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月3日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例が定められたことから、国の取扱いに準じ、防疫手当の特例を定めるためである。

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 流山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和52年流山市条例第9 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業 に従事する職員の特殊勤務手当の特例)

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を 指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に 規定するものをいう。以下同じ。)から人の生命及び健康を保護する ために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が定めるものに 従事したときは、防疫手当を支給する。この場合において、第4条第 3項及び別表(防疫手当に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する防疫手当の額は、作業に従事した日1日につき、 3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いの ある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行 う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあ っては、4,000円)とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の流山市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和2年2月6日(以下「適用日」という。)から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

議案第 71 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例について 流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。 令和2年9月3日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正による個人番号の通知カードの廃止に伴い、通知カードの再交付手数料 に係る規定を削除するためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例(平成12年流山市条例第1号)の一部を次のよう に改正する。

別表第5中

Γ

行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する 法律の規定による通知カード及び個 人番号カード並びに情報提供ネット ワークシステムによる特定個人情報 の提供等に関する省令(平成26年 総務省令第85号。以下この表にお いて「省令」という。)第11条第 3項の規定による通知カードの再交 付(省令第11条第1項第1号に該 当する場合、同項第4号に該当する 場合(行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関 する法律施行令(平成26年政令第 155号。以下この表において「政 令」という。)第5条第3項第1号 に該当して通知カードを返納した場 合を除く。)、省令第11条第1項 第5号に該当する場合(政令第15 条第1項第1号(政令第14条第7 号に係る部分に限る。)及び政令第 15条第1項第3号に該当して個人 番号カードを返納した場合を除 く。)、省令第11条第1項第6号 に該当する場合(政令第14条第1 号に該当して個人番号カードを返納 した場合を除く。)、省令第11条

1件につき500円

第1項第7号に該当する場合及び同 項第9号に該当する場合に限る。)

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関するる法律第17条第1項の規定による個人番号カードの交付(政令第14条第2号、第3号、第5号、第6号に該当して個人番号カーで場合に限る。)及び省令第28条第1項に規定する個人番号

カードの再交付

1件につき800円

を

Γ

行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する 法律第17条第1項の規定による個 人番号カードの交付(行政手続にお ける特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律施行令(平 成26年政令第155号)第14条 第2号、第3号、第5号、第6号又 は第9号に該当して個人番号カード が失効した場合に限る。)及び行政 手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に 規定する個人番号、個人番号カード、 特定個人情報の提供等に関する省令 (平成26年総務省令第85号)第 28条第1項に規定する個人番号カ ードの再交付

1件につき800円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の流山市手数料条例の規定は、令和2年5月 25日から適用する。

議案第 72 号

流山市入湯税条例の制定について 流山市入湯税条例を別紙のとおり制定する。 令和2年9月3日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 入湯税の賦課徴収について定めるためである。

流山市入湯税条例

(課税の根拠)

- 第1条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第701条の規定により、入湯税を課する。
- 2 入湯税の賦課徴収については、法令及び流山市税条例(昭和26年 流山市条例第8号)に定めるもののほか、この条例の定めるところに よる。

(納税義務者等)

- 第2条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。 (課税免除)
- 第3条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。
 - (1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(当該日を超えて小学校に就学している者を含む。)
 - (2)共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
 - (3) 規則で定める金額以下の利用料金で入湯する者
 - (4) その他規則で定める者

(税率)

- 第4条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。 (徴収の方法)
- 第5条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収の手続)

- 第6条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。
- 2 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき 入湯税を徴収しなければならない。
- 3 入湯税の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月 末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事 項を記載した納入申告書を市長に提出し、及び当該納入申告書に係る 納入金を納入書によって納入しなければならない。

(不足金額等の納入の手続)

第7条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条 の12又は第701条の13の規定による徴収に係る納入の告知を受 けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加 算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する期限までに納入書 によって納入しなければならない。

(特別徴収義務者の経営申告)

- 第8条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、 次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。
- (1)住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
- (2)鉱泉浴場施設の所在地
- (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定による申告をした者は、当該申告をした事項に変更があった場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

- 第9条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入 湯税額を帳簿(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方 式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られ る記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい う。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下 同じ。)に記載しなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第10条 入湯税の特別徴収義務者は、第6条第3項に規定する納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第11条 前条の規定に定める延滞金の額の計算につき前条に定める年 当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たり の割合とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

議案第 73 号

工事請負契約の締結について 市は、次の工事請負契約を締結する。 令和2年9月3日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 契約の名称 (仮称)流山市立おおぐろの森中学校新築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 6,105,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 4 契約の相手方 千葉県千葉市中央区新町18番地14 株式会社奥村組 東関東支店 支店長 永井 寧

参考資料

(仮称)流山市立おおぐろの森中学校新築工事

- 1 工事場所 流山市大畔579番1ほか
- 2 概 要
- (1)工事概要新設中学校新築工事に係る建築工事、電気設備工事及び機械設備工事
- (2) 構造・規模
 - ア 敷地面積 26,734平方メートル
 - イ 建築面積 7,944平方メートル
 - ウ 延べ面積 14,460平方メートル
- (3) 棟別詳細
 - ア校舎棟

木造 地上3階建て

延べ面積 8,652平方メートル

イ 体育館・プール棟

鉄筋コンクリート造 地上3階建て

延べ面積 5,565平方メートル

ウ駐輪場

鉄骨造 地上1階建て

延べ面積 243平方メートル

- 3 工 期 議会の議決の日の翌日から令和4年2月28日まで
- 4 設 計 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 株式会社日本設計
- 5 施 工 千葉県千葉市中央区新町18番地14 株式会社奥村組 東関東支店

6 工 事 費 6,105,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

入札金額 5,550,000,000円(税抜)

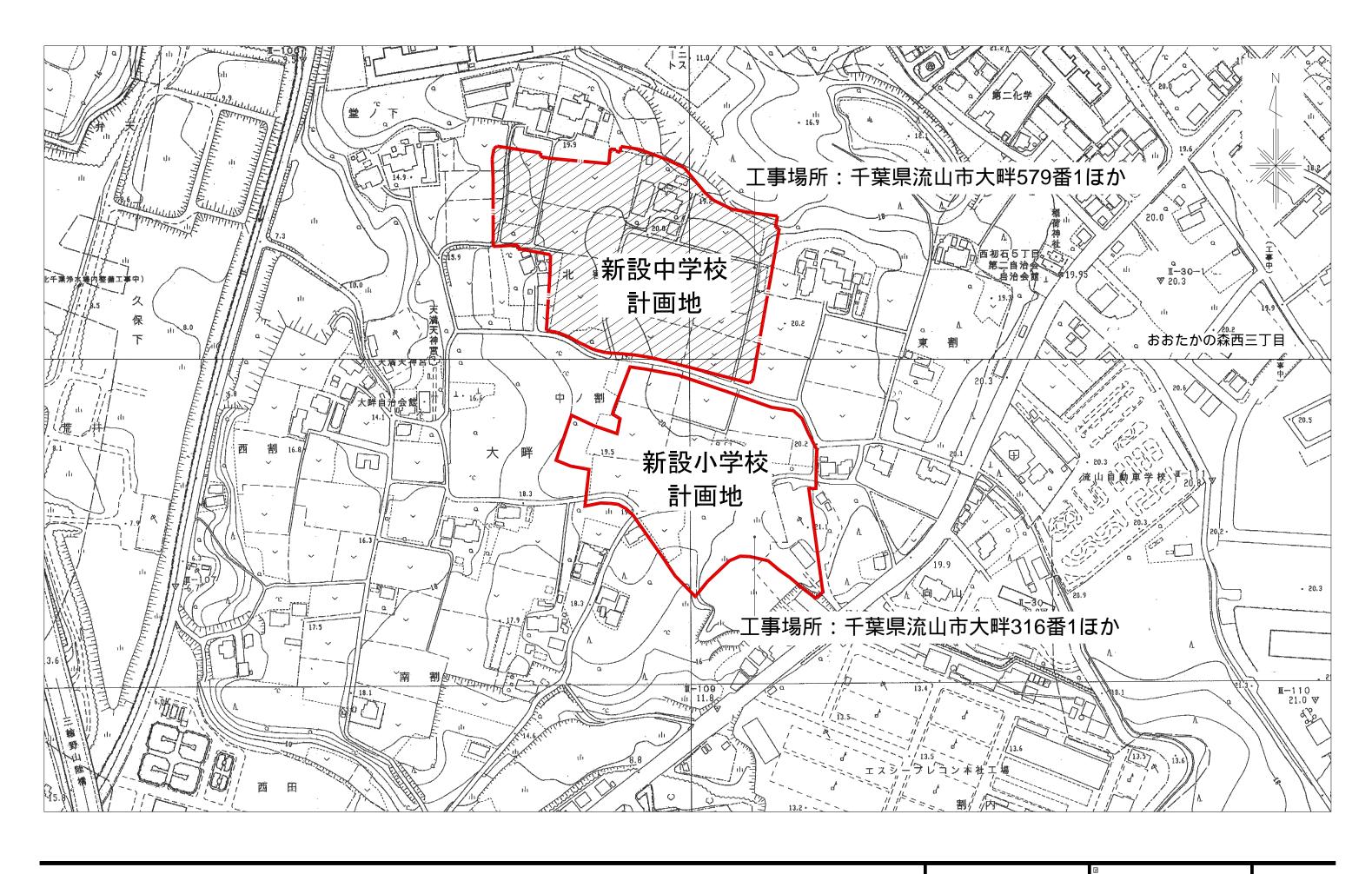
請負代金額 6,105,000,00円(税込)《消費税率10%》

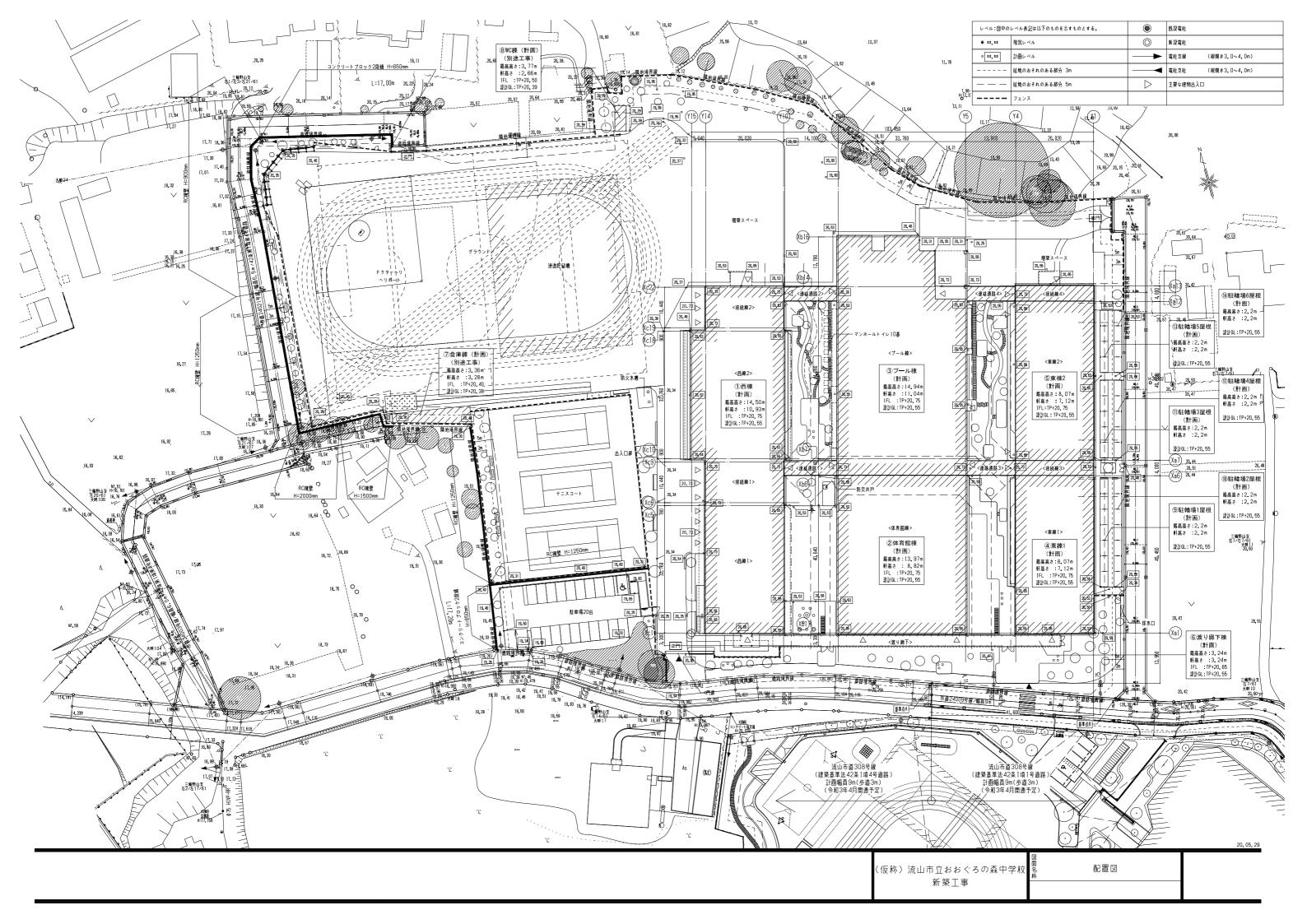
うち取引に係る (555,000,00円)

消費税及び地方消費税の額

業 者 経 歴 表

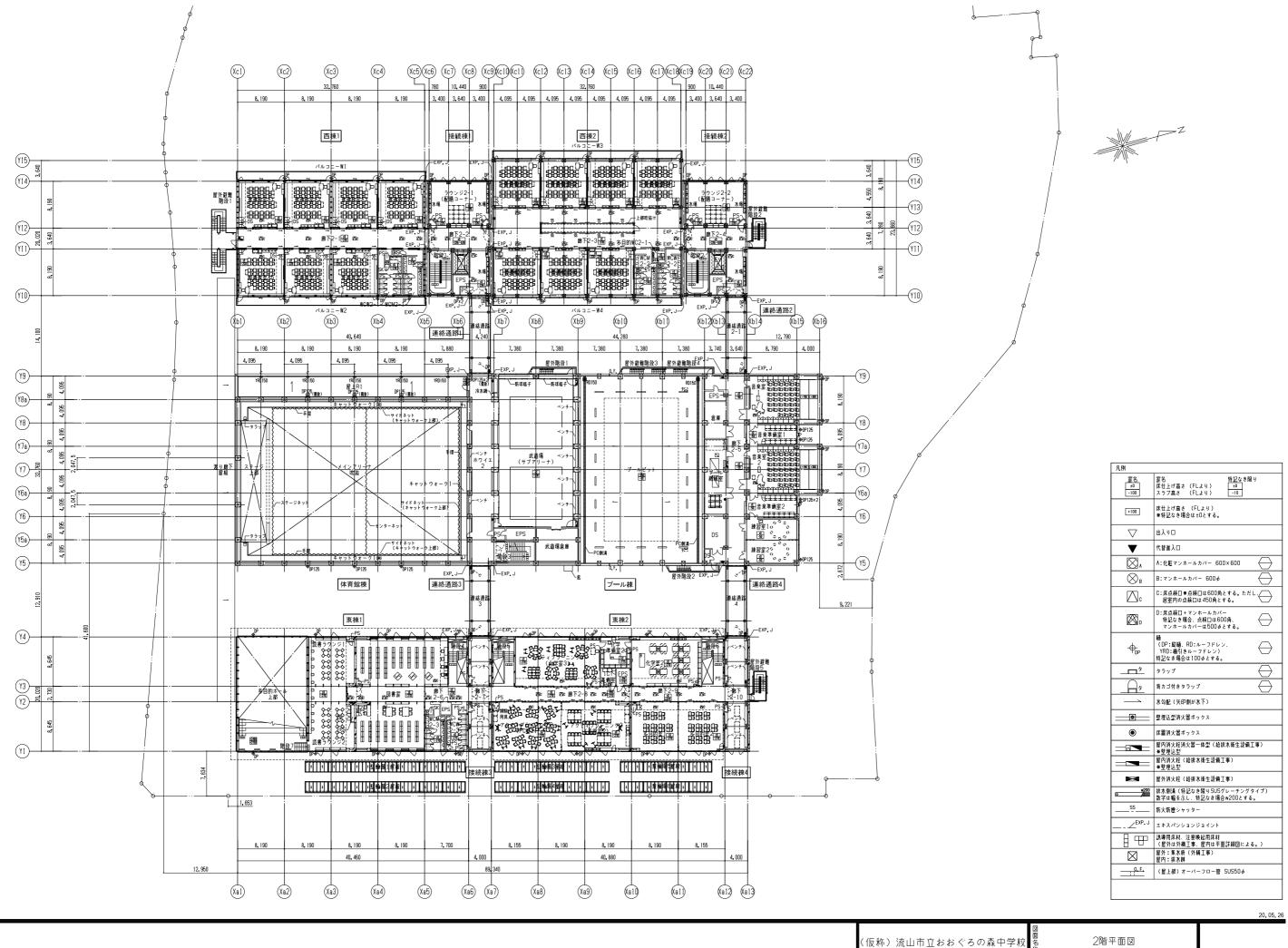
会		社		名	株式会	<u>~_</u> :社奥村	<u></u> -	小工	/IE	10			
自	己	<u>占</u> 資	本	額		72,000=		資本金額	19, 838,	913千円)			
		- 1	* 1 *		本	社		大阪市阿倍			12番2号		
所		在		地			*** *** *	:千葉市中央			, - ш - У		
許及	可び	年	月	日号	平成29年11月15日 国土交通大臣許可 (特-29)第2200号 平成29年12月6日				土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業				
					国土交通大臣許可 解体工事業 (特-29)第2200号								
営	営 業 種 目				総合建設	業(建	築工事	、土木工事	等)及び	ごれに関	連する業務		
代	表 者 代表取締役社長 奥村太加典										_		
\B + 4	- n -	りか左の左膊			区	分	恒	官公庁	民	間	슫	計	
	過去2か年の年間平 均完成工事高			令和元年	3月期		90,798		118,460			209, 258	
					令和2年3月期			81,497		133, 054			214,551
(単位:百万円)					平	均		86, 148		125, 757	J		211,905
					工 事 名 発 注 者 工事金額 工 期 受注形態		岩国飛行場(H25)高校新設建築その他工事 防衛省中国四国防衛局 6,371,028,000円 平成26年3月6日~平成28年5月31日 元請						
過去の主な工事経歴			工 事 名 発 注 者 工事金額 工 期 受注形態										
					工事 発注 工事金 工 受注形	者 :額 期	大阪拘置所新営(建築)第1期工事 法務省大臣官房施設課 12,454,963,109円 平成22年3月31日~平成26年6月30日 元請						



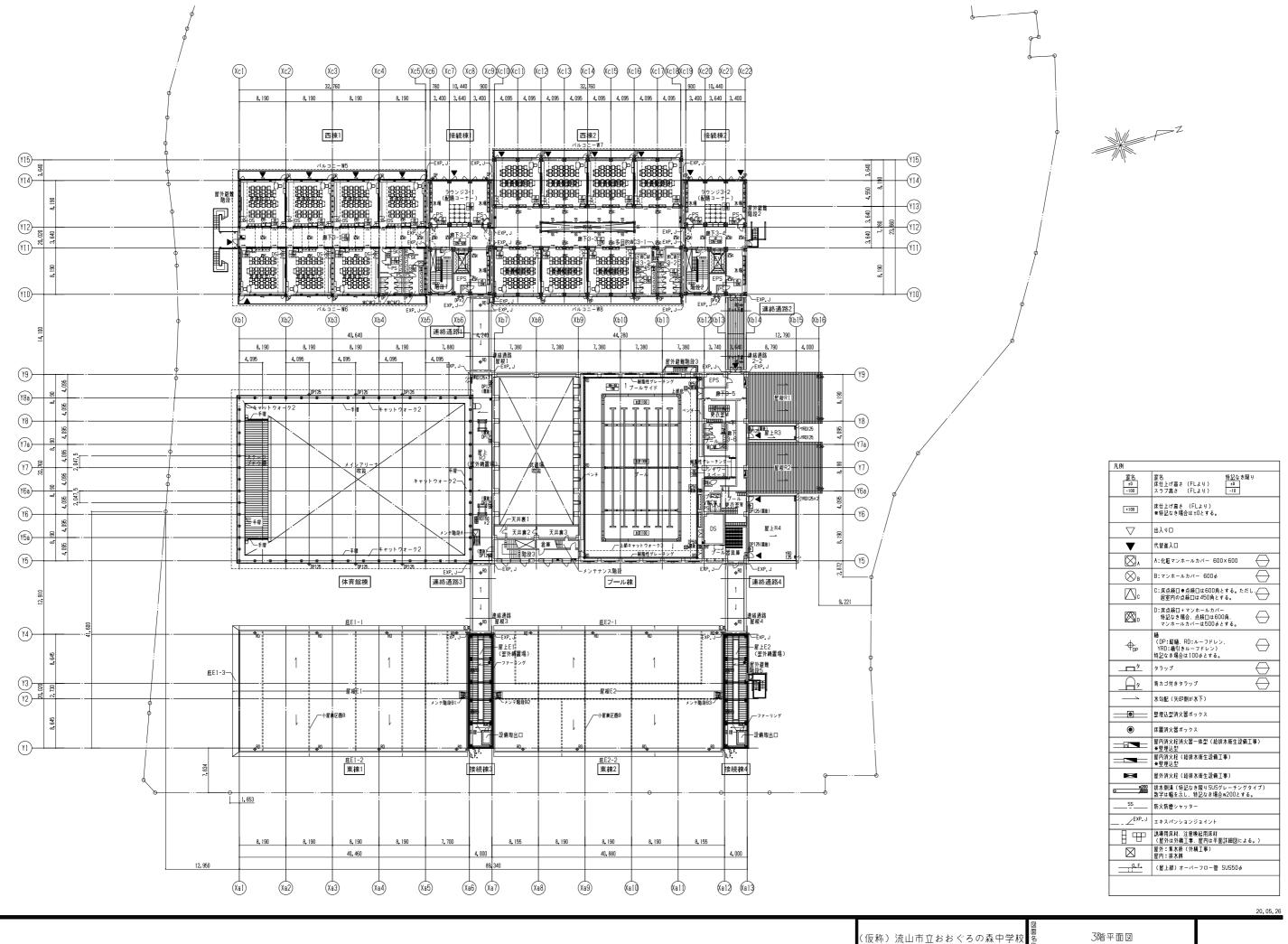




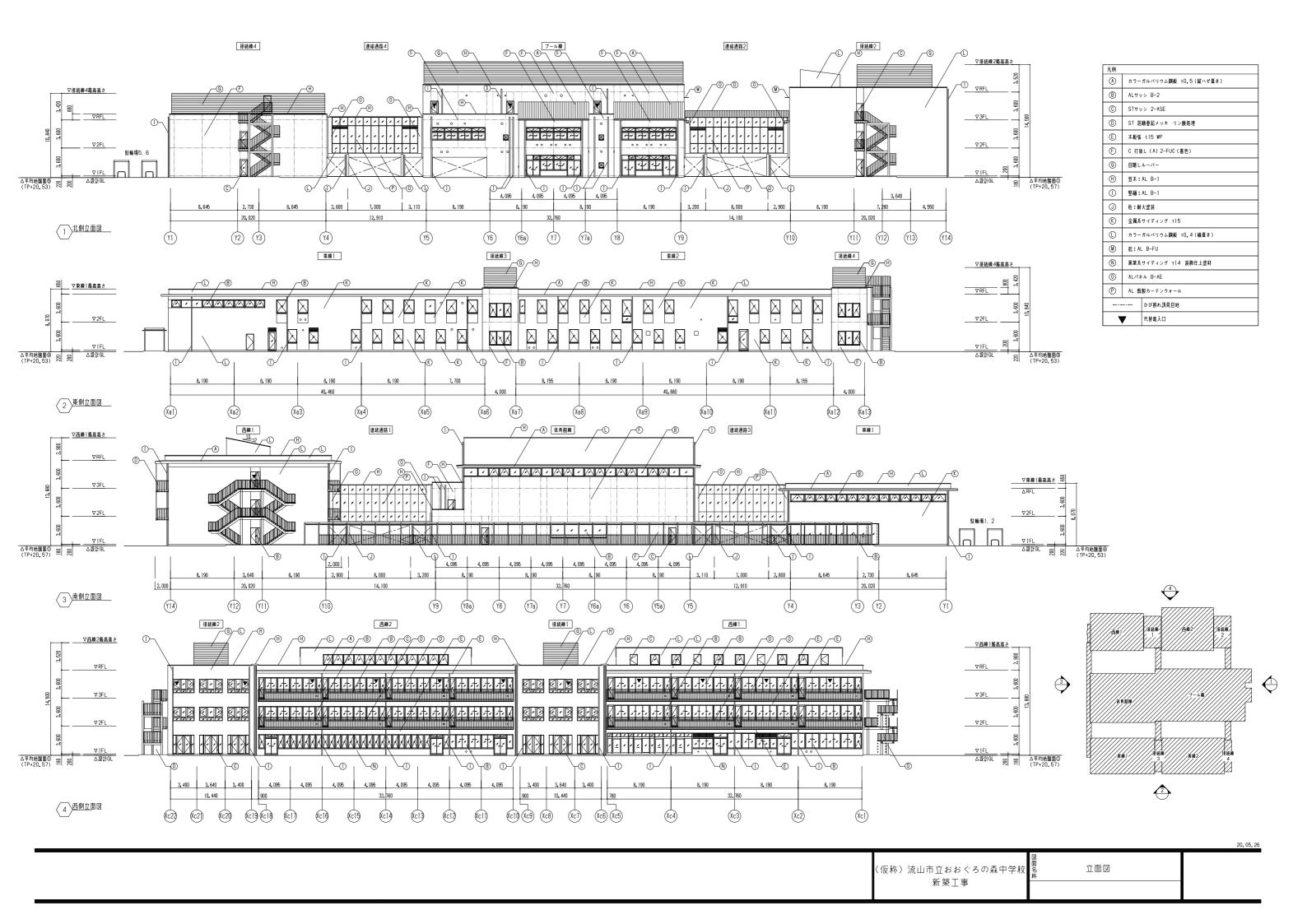
(仮称)流山市立おおぐろの森中学校 新築丁事 1階平面図



新築工事



新築工事



令和元年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員 の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月3日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 76 号

流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について 流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月3日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 中学校を新設し、当該中学校の名称及び位置を定めるためで ある。 流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例

流山市立中学校設置条例(昭和39年流山市条例第16号)の一部を 次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

流山市立おおぐろの森中学校 │流山市大畔581番地

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 77 号

- 一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
- 一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を 別紙のとおり制定する。

令和2年9月3日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地域における文化財の積極的な活用を目的として、一茶双 樹記念館の観覧料を廃止するためである。

- 一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例(平成6年流山市条例第 21号)の一部を次のように改正する。

第6条中第3号から第5号までを削り、同条第6号中「第12条」を「第9条」に改め、同号を同条第3号とし、同条第7号中「第13条」を「第10条」に改め、同号を同条第4号とし、同条第8号中「第14条」を「第11条」に改め、同号を同条第5号とし、同条第19号中「第17条」を「第14条」に改め、同号を同条第7号とし、同条第11号中「第18条」を「第15条」に改め、同号を同条第7号とし、同条第11号中「第18条」を「第15条」に改め、同号を同条第8号とし、同条第12号中「第19条」を「第16条」に改め、同号を同条第9号とする。

第9条から第11条までを削り、第12条を第9条とし、第13条を 第10条とし、第14条を第11条とする。

第15条各号列記以外の部分中「第13条」を「第10条」に改め、 同条第2号中「第13条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条を 第12条とする。

第16条を第13条とする。

第17条第1項中「別表第2」を「別表」に改め、同条第2項中「第 13条」を「第10条」に改め、同条を第14条とする。

第18条を第15条とし、第19条を第16条とし、第20条を第17 条とする。

第21条中「第15条」を「第12条」に改め、同条を第18条とし、 第22条を第19条とし、第23条を第20条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「第17条関係」を「第14条関係」に改め、同表を別表 とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 八木北小学校区第3学童クラブ
- 2 指定管理者となる団体 流山市西初石3丁目1447番地の2 ベルツリーⅡ101号室 NPO法人でんでんむし 理事長 小沼 みはる
- 3 指定の期間令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 79 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 南流山小学校区第2あすなろ学童クラブ
- 2 指定管理者となる団体 流山市平和台2丁目1番地の2 社会福祉法人流山市社会福祉協議会 会長 石渡 烈人
- 3 指定の期間令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 おおぐろの森小学校区学童クラブ
- 2 指定管理者となる団体 東京都港区芝四丁目13番3号 PMO田町東10F 株式会社明日葉 代表取締役 大隈 太嘉志
- 3 指定の期間令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

流山市長 井 崎 義 治

1 権利の内容 平成15年3月3日付け流山市指令第1635号で 決定し、同月13日に借用証書の提出を受け、貸付 けを行った入学準備金貸付金100,000円のう ち、償還済額を除いた未償還額85,000円の金

銭債権

2 放棄により 流山市在住者

利益を受け

る者

3 放棄の理由 債務者は、令和2年3月10日付けで千葉地方裁判

所松戸支部民事部から免責許可の決定を受けたた

め、権利を放棄するものである。

4 放棄の時期 議決の日

議案第 84 号

令和元年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月3日提出

令和元年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月3日提出

議案第 87 号

令和元年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊 監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月3日提出

議案第 88 号

令和元年度流山市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和元年度流山市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月3日提出

議案第 89 号

令和元年度流山市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和元年度流山市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月3日提出

議案第 90 号

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月3日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 水道事業の変更の認可に伴い、給水人口を改めるためである。

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改 正する条例

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和43年流 山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「182,000人」を「203,000人」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 91 号

令和元年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度流山市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月3日提出

報告第 14 号

令和元年度健全化判断比率について

令和元年度流山市の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の 健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に より、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和2年9月3日報告

令和元年度健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
_	_	1. 7	25.4

令和元年度資金不足比率について

令和元年度流山市の公営企業会計に係る資金不足比率について、地方 公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第 22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和2年9月3日報告

令和元年度公営企業会計に係る資金不足比率

(単位:%)

流山市土地区画整理事業特別会計	流山市水道事業会計	流山市下水道事業会計
_		_

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 令和2年9月3日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について(昭和54年流山市議会議決)の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年5月18日

流山市長 井 崎 義 治

記

1 事 件 名 消防本部南消防署職員が自衛消防訓練の用務を終了し、帰署のため公用車を運転し、道路を走行していたところ、停車中の相手方車両と接触したことによる当該相手方車両の物損事故

- 2 発生年月日 令和元年12月15日
- 3 発 生 場 所 流山市南流山3丁目10番4地先
- 4 相 手 方 流山市在住者
- 5 解 決 方 法 和解による。
- 6 和解成立年月日 令和2年5月18日
- 7 和解の要旨 相手方の損害額の全額を市が負担する。
- 8 損害賠償額 149,655円

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について(昭和54年流山市議会議決)の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年5月22日

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 事 件 名 経済振興部農業振興課の職員が、東葛飾農業事務所へ向かうため、公用車(市が賃借している自動車)を運転中、左折する際に車体左後方部分と車止めポールを接触させたことによる当該公用車の物損事故
- 2 発生年月日 令和2年3月5日
- 3 発 生 場 所 千葉県柏市十余二593番5地先
- 4 相 手 方 千葉県千葉市中央区登戸2丁目2番7号 株式会社トヨタレンタリース新千葉
- 5 解 決 方 法 和解による。
- 6 和解成立年月日 令和2年5月22日
- 7 和解の要旨 相手方の損害額の全額を市が負担する。
- 8 損害賠償額 165,053円

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について(昭和54年流山市議会議決)の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年7月17日

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 事 件 名 生涯学習部公民館の職員が用務のため、南流山 センター公用車駐車場に駐車してあった公用車 (市が賃借している自動車)を発進させたとこ ろ、左前方にあるポールに接触したことによる 当該公用車の物損事故
- 2 発生年月日 令和2年6月18日
- 3 発 生 場 所 流山市南流山3丁目3番地の1 (南流山センター公用車駐車場内)
- 4 相 手 方 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1 株式会社日産フィナンシャルサービス
- 5 解 決 方 法 和解による。
- 6 和解成立年月日 令和2年7月17日
- 7 和解の要旨 相手方の損害額の全額を市が負担する。
- 8 損害賠償額 120,362円

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について(昭和54年流山市議会議決)の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年7月31日

流山市長 井 崎 義 治

記

1 事 件 名 流山市民安全パトロール隊員がパトロールのため公用車を運転し、信号のない交差点を直進しようとしたところ、左方から交差点に進入した相手方自動車と衝突したことによる物損事故

- 2 発生年月日 令和2年4月6日
- 3 発 生 場 所 流山市青田79番53地先
- 4 相 手 方 流山市在住者
- 5 解 決 方 法 和解による。
- 6 和解成立年月日 令和2年7月31日
- 7 和 解 の 要 旨 相手方の損害額265,220円のうち 185,654円を市が負担する。

市の損害額193,061円のうち、57,918 円を相手方が負担する。

双方の責任額を差し引き、その差額である 127,736円を市が負担する。

8 損害賠償額 185,654円

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について(昭和54年流山市議会議決)の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月3日

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 事 件 名 環境部環境政策課の職員が水質事故現場へ向かった際に公用車(市が賃借している自動車)を 運転し、後退での駐車時に誤って車止めに衝突 したことによる当該公用車の物損事故
- 2 発生年月日 令和2年4月14日
- 3 発 生 場 所 流山市前ケ崎640番地先
- 4 相 手 方 千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1 株式会社日産フィナンシャルサービス
- 5 解 決 方 法 和解による。
- 6 和解成立年月日 令和2年8月3日
- 7 和解の要旨 相手方の損害額の全額を市が負担する。
- 8 損害賠償額 152,779円